

令和8年度米沢市一般廃棄物処理実施計画

1 基本事項

(1) 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 計画区域

米沢市全域（548.51km²）

2 一般廃棄物の発生量の見込み

(1) 生活系ごみ

廃棄物の種類	年間発生量
可燃性ごみ	10,850 t
不燃性ごみ	590 t
プラスチック製容器包装	450 t
ペットボトル	130 t
有害ごみ	25 t
資源物	1,700 t
粗大ごみ	400 t
川土砂	75 t
合計	14,220 t

(2) 事業系ごみ

廃棄物の種類	年間発生量
可燃性ごみ	8,100 t
不燃性ごみ	400 t
粗大ごみ	100 t
木くず	600 t
合計	9,200 t

(3) し尿等

廃棄物の種類	年間発生量
し尿	7,000 kL
浄化槽汚泥	11,700 kL
合計	18,700 kL

3 米沢市第4期ごみ処理基本計画における本年度の目標数値

米沢市第4期ごみ処理基本計画では、施策の成果指標として4つの項目を設定しており、本計画によって以下の数値を目指します。

(1) ごみの総排出量（生活系ごみ＋事業系ごみ）

	R8	R9	R10	R11	R12		単位：トン
ごみ処理計画	24,046	23,500	22,950	22,400	21,850	⇒	R17
本計画	23,420						20,300

(2) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量

	R8	R9	R10	R11	R12		単位：グラム
ごみ処理計画	536	525	513	502	490	⇒	R17
本計画	523						450

(参考) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

国や県では、生活系ごみから資源物を除いた家庭系ごみを指標としており、本市においてもサーキュラーエコノミーに向けた市民の行動変容を重視しているため、ごみの減量化と資源循環の取組を一体的に評価できる生活系ごみを参考として掲載します。

	R8	R9	R10	R11	R12		単位：グラム
ごみ処理計画	458	444	430	416	402	⇒	R17
本計画	439						350

(3) リサイクル率 ※店頭回収分及び事業系ごみの木くずを含む

	R8	R9	R10	R11	R12		単位：%
ごみ処理計画	14.6	15.4	16.2	17.1	18.0	⇒	R17
本計画	15.3						22.0

(4) 最終処分量

	R8	R9	R10	R11	R12		単位：トン
ごみ処理計画	2,366	2,300	2,240	2,180	2,120	⇒	R17
本計画	2,366						1,810

4 一般廃棄物の排出抑制の方策に関する事項

令和8年度の重点事業

本計画は、第4期ごみ処理基本計画（以下、「基本計画」という）の初年度実施計画に当たることから、基本計画で掲げた基本方針及び施策の方向性を具体化し、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の考え方の普及を通じて、市民・事業者の行動変容を促すことを重点とする。

これにより、ごみの削減及び適正分別の定着を図るとともに、安全で安定したごみ処理体制の確保につながるものとする。

評価に当たっては、数値で把握可能な成果（定量評価）と、意識や行動の変化といった成果（定性評価）の双方を用い、次年度実施計画施策に活かしていく。

（1）重点事業1 市民の行動変容につながる取組の推進（4Rの普及）

【基本計画における位置づけ】

- ・基本方針1：ごみの発生抑制・減量化の推進
- ・基本方針2：資源循環の推進
- ・横断的施策：環境教育・普及啓発

基本計画において求められている「4Rの実践による市民の主体的な取組」を具体化するもので、初年度は意識醸成と行動変容の基盤づくりを担う重点事業として位置づける。

【主な取組】

- ・出前講座や説明会における4Rの体系的な周知
- ・世代・国籍・生活環境に応じた情報発信（SNS、イベント等）
- ・段ボールコンポスト講習会等によるリデュースの実践促進
- ・楽しみながら参加できる体験型イベントや施設研修の実施

【成果の捉え方】

市民が4Rを理解し、日常生活の中で分別や減量行動を実践し始めている状態。
行動変容までの行動 ①知る、②理解、③関心、④行動、⑤継続

【評価方法】

- ・出前講座・研修会

定量目標	実施回数12回（R7：11回）、参加人数150人（R7：119人）
定性目標	アンケートの実施（前後の理解度、意識変化、障壁調査）

- ・情報発信

定量目標	・SNS投稿数17回（R7：16回） ・SNSに添付したURLのクリック数500回（R7：470回） ・市ホームページの廃棄物関連ページ（58ページ）の閲覧回数の中央値400回（R7：365回）
定性目標	ターゲット層を限定した情報発信（山大、米短、YIRAなど）及びインタビュー（理解・関心・行動したか、行動障壁など）

(2) 重点事業2 ごみの削減に直結する施策の重点化(4Rの実践)

【基本計画における位置づけ】

- ・基本方針1：ごみの発生抑制・減量化の推進
- ・重点施策：生活系ごみの削減、食品ロス削減

基本計画で設定したごみ排出量削減目標の達成に直結する分野であり、初年度から比較的効果が見込める施策を重点的に実施するもの。

【主な取組】

- ・可燃ごみに含まれる紙・布類(雑がみ等)の資源化徹底
- ・生ごみ削減(水切りの徹底、コンポスト活用)
- ・フードドライブ(効果の高い時期を検討する)、3010運動等による食品ロス削減
- ・リユース・リサイクル事業者との連携強化

【成果の捉え方】

可燃ごみの構成や排出量に変化が現れ、ごみ排出構造の改善が進み始めている状態。

(3) 重点事業3 適正分別の推進と事故防止(リチウム電池対策)

【基本計画における位置づけ】

- ・基本方針3：安全・安定的なごみ処理体制の確保
- ・重点施策：分別ルール徹底、事故防止対策

処理施設や収集現場における事故防止は基本計画の重要課題であり、新計画初年度に「安全最優先」の姿勢を明確に示す重点事業とする。

【主な取組】

- ・リチウムイオン電池・充電式電池の排出ルール再整理・重点周知
- ・スプレー缶・カセットボンベ等の分別方法の徹底
- ・広報誌・SNS等を活用した注意喚起
- ・衛生組合・収集運搬業者との連携強化

【成果の捉え方】

危険物の分別誤りが減少し、事故リスクが低下している状態。

【評価方法 ②・③共通】

- ・ごみの調査・指導

市内のごみ収集所のうち、分別間違いが多い収集所を5か所選定し、分別間違いが少ないごみ収集所の運用を参考にしながら、分別間違いが多いごみ収集所を利用する住民等に改善指導を行いながら経過観測する。

選定したごみ収集所：小野川、天元台、太田町、門東町、城南

状況：プラ容器包装への製品プラスチック混入が多い。

未回収として残されたごみが処理されず、衛生的な問題もある。

定量目標：分別誤り 収集所ごと月10回(R7：収集所ごと月15回)

定性目標：インタビュー、調査(原因、工夫、障壁など)

5 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類

生活系ごみ

(2) 分別して収集するものとした一般廃棄物の分別の区分

種類	分別区分
可燃ごみ	生ごみ 紙くず 布きれ リサイクルできない古繊維類 製品プラスチック リサイクルできないプラスチック製容器包装等
不燃ごみ	金属類 食器類（紙・木など可燃ごみに分別される素材を除く） ガラスくず 等
プラスチック製 容器包装	プラスチック製容器包装
ペットボトル	ペットボトル
有害ごみ	蛍光灯 乾電池 水銀体温計 ライター 充電式電池 充電式電池一体型製 品、プラスチック製廃エアゾール製品（ヘアカラー容器等）
資源物	古紙類 古繊維類 缶（スチール缶・アルミ缶） びん 廃エアゾール製品等 （スプレー缶・カセットボンベ）
粗大ごみ	家電類（家電リサイクル法対象品を除く） 家具寝具類 建具類等

6 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

(1) 収集計画

①ごみ

廃棄物の種類		収集主体	収集に要する車両	収集区域	収集回数	年間収集量
生活系	可燃ごみ	委託業者	4 tパッカー車	別紙2参照	別紙2参照	10,250 t
		自己搬入	自家用車等	市内一円	随時	600 t
	不燃ごみ	委託業者	4 tパッカー車	別紙2参照	別紙2参照	460 t
		自己搬入	自家用車等	市内一円	随時	130 t
	プラスチック製 容器包装	委託業者	4 tパッカー車	別紙2参照	別紙2参照	450 t
	ペットボトル	委託業者	4 tパッカー車	別紙2参照	別紙2参照	130 t
	有害ごみ	委託業者	4 tダンプ等	別紙2参照	別紙2参照	25 t
	資源物	委託業者	平ボディー車等	別紙2参照	別紙2参照	1,700 t
	粗大ごみ	委託業者	4 tダンプ等	市内一円	随時	150 t
自己搬入		自家用車等	市内一円	随時	250 t	
川土砂	委託業者	2 tダンプ等	市内一円	随時	75 t	
生活系小計						14,220 t

事業系	可燃ごみ	許可業者※	許可車両	市内一円	随時	7,600 t	
		自己搬入	普通自動車等	市内一円	随時	500 t	
	不燃ごみ	許可業者※	許可車両	市内一円	随時	370 t	
		自己搬入	普通自動車等	市内一円	随時	30 t	
	粗大ごみ	許可業者※	許可車両	市内一円	随時	50 t	
		自己搬入	普通自動車等	市内一円	随時	50 t	
	木くず	許可業者※	許可車両	市内一円	随時	600 t	
		自己搬入	普通自動車等	市内一円	随時		
	事業系小計						9,200 t
	合計						23,420 t

※許可業者については、別紙1を参照のこと

②し尿等

廃棄物の種類	収集主体	収集に要する車両	収集区域	収集回数	収集量
し尿	許可業者※	許可車両	市内一円	随時	7,000 kL
浄化槽汚泥	許可業者※	許可車両	市内一円	随時	11,700 kL
合計					18,700 kL

※許可業者については、別紙1を参照のこと

(2) 中間処理計画

施設名	所在地	対象廃棄物	処理能力	処理方法	年間処理量	残渣の量 (処分方法)
置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター	高島町大字夏茂 2933番地	可燃性ごみ	255 t /日	焼却処理	18,880 t	2,300 t (埋立処分)
置賜広域行政事務組合 長井クリーンセンター	長井市舟場 30番1号	不燃性ごみ (破碎処理するもの)	30 t /5h	破碎処理	1,100 t	500 t (埋立処分)
置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター リサイクルプラザ	高島町大字夏茂 2933番地	プラスチック製容器包装 ペットボトル	13.5 t /日	選別・梱包	580 t	130 t (焼却処分)
置賜資源化センター	米沢市大字下新田 2556番地	資源物	/	選別・減容	びん 410 t 缶 190 t	20 t (焼却・埋立処分)
(株) 県南チップ	米沢市大字三沢 26100番地26	木くず (一般廃棄物)	380 t /日	破碎処理	550 t	/
中田クリーンセンター し尿受入施設	米沢市中田町 1660番地	し尿	28kL /日	無希釈投入	7,000kL	34,400 t (埋立処分)
		浄化槽汚泥	72kL /日	〃	11,700kL	

(3) 最終処分計画

①自治体等の最終処分場

施設名	所在地	対象廃棄物	埋立地 総容量	埋立方法	年間処分量
置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター 浅川最終処分場	米沢市大字浅川 1908 番地	焼却処理残渣 破碎処理残渣 側溝の土砂・汚泥	452,164 m ³	セル・サンド イッチ方式	2,480 t

②民間の最終処分場

施設名	所在地	対象廃棄物	埋立地 総容量	埋立方法	年間処分量
ジークライト (株) エコポート最終処分場	米沢市大字板谷 字四郎右エ門沢 773-1~2	焼却処理残渣 破碎処理残渣 し尿・浄化槽汚泥 (脱水後のもの)	4,120,082 m ³	セル・サンド イッチ方式	80,000 t
(株)エコス米沢 最終処分場	米沢市大字築沢 字中山南 7028 番地 1	焼却処理残渣 破碎処理残渣	360,611 m ³	セル・サンド イッチ方式	10,000 t

③米沢市及び置賜広域行政事務組合を除く地方公共団体からの一般廃棄物搬入

県名	排出団体
宮城県	亘理名取共立衛生処理組合
福島県	福島市、南会津地方広域市町村圏組合
茨城県	古河市、牛久市、つくば市、鉾田市、大宮地方環境整備組合、江戸崎地方衛生土木組合、筑西広域市町村圏事務組合、常総地方広域市町村圏事務組合
栃木県	栃木市、佐野市、南那須地区広域行政事務組合、小山広域保健衛生組合
群馬県	太田市外三町広域清掃組合
埼玉県	さいたま市、川口市、春日部市、上尾市、草加市、朝霞市、和光市、ふじみ野市、伊奈町、杉戸町、坂戸市、幸手市、志木地区衛生組合、東埼玉資源環境組合、蕨戸田衛生センター組合、児玉郡市広域市町村圏組合、埼玉西部環境保全組合、埼玉中部環境保全組合
千葉県	市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、我孫子市、君津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、富里市、鴨川市、富津市、長生郡市広域市町村圏組合、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、香取広域市町村圏事務組合
神奈川県	逗子市、厚木市、湯河原町真鶴町衛生組合、秦野伊勢原市環境衛生組合
新潟県	見附市、上越市、魚沼市、南魚沼市、五泉地域衛生施設組合
山梨県	山中湖村、甲斐市、中巨摩地区広域事務組合

※ 上記以外の地方公共団体から「米沢市一般廃棄物搬入に係る事前協議に関する要綱」に基づく一般廃棄物搬入事前協議があった場合は、本市内にある民間の一般廃棄物最終処分場で受け入れできる搬入量の範囲内で、受け入れを検討する。

7 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

置賜3市5町によって構成される一部事務組合である置賜広域行政事務組合が、中間処理施設及び最終処分場の管理運営を行っていることから、置賜広域行政事務組合の処理施設の整備計画によるものとする。

8 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)による家庭用機器廃棄物の取扱い

小売業者が引き取ることを基本とする。それ以外については、製造業者等が指定する指定引取場所に許可業者又は自らが運搬するものとし、本市では取り扱わないものとする。

9 使用済小型電子機器の再資源化の促進に関する法律による対象品目の取扱い

イベント回収や、市庁舎及び市内の各コミュニティセンター内に回収専用ボックスを設置して回収する。なお、ボックスの設置場所については、公共施設だけでなく、スーパーなどの小売店といった民間事業者にも設置の協力を呼びかける。

別紙1 一般廃棄物処理業許可業者一覧（令和8年3月1日現在）

一般廃棄物収集運搬業の許可業者（五十音順）

No.	事業所名	所在地	電話番号	収集運搬物の種類			
				ごみ	し尿	浄化槽 汚泥	家庭 雑排水
1	(有)カトウ衛生企業	大字竹井 437-1	28-1253	●			
2	金沢清掃(有)	花沢町一丁目 9-87	23-0965	●	●	●	
3	(有)厚生社	大字館山 262-2	23-8105	●	●	●	●
4	(有)後藤クリーン商会	大字赤崩 18727-2	38-2160	●			
5	塩谷物流(有)	大町五丁目 4-21	23-1415	●			
6	(株)シグマ	中田町 1404-26	37-6133	●			
7	中央清掃(有)	大字花沢 3119-18	22-6100	●	●	●	●
8	(株)原幸商店	大字花沢 3448-1	21-3751	●			
9	文化清掃(有)	大字川井 2851	28-1399	●	●	●	
10	米沢環境事業協同組合	花沢町一丁目 9-81	26-4551	●	●		
11	米沢清掃(有)	中央二丁目 5-54	22-6440	●	●	●	
12	(有)渡辺商店	城北一丁目 3-28	23-0670	●			

別紙2 令和8年度 収集計画

収集番号	可燃性ごみ	不燃性ごみ	有害ごみ	プラスチック製容器包装	ペットボトル	資源物	収集番号	収集地区(旧町名)	
1	月曜日 ・ 木曜日	指定水曜日	指定水曜日	指定金曜日	指定火曜日	指定火曜日	1	広幡地区 塩井地区 六郷地区	
2							窪田地区 中田町		
3							北町 土橋町 北土橋町 北袋町 木挽町 栄町 住吉町(双葉自治会) 金池団地 市役所通り		
							米警8号AP 金池二、三丁目 金池五丁目 長町 北金池 春日団地 春日二丁目 県営米沢中央団地 春日北斗		
4							清水町 表町 幸町 明神堂町 周防殿町 座頭町 北寺町西の丁 桐町		
							桐町辻西 銅屋町 蔵の内町 御菜園町 四ヶー町 北寺町 しらかば町 徳町		
5							指定水曜日	5	信夫横町 信夫町 林の町 同心町 成島町(玉庭町はNo.6) 猪苗代片町 清川、龍言寺町 直江町 他屋町 関東町 代官町 鷹匠町 御守町 御小者町 県職員8号AP レインボータウン成島
6							指定金曜日	6	内御廟町 御蔵町 四丁目 三の町 二の町 一の町 木場町 木場仲町 木場三の町 番正町 西袋町 西仲間町 館山口町 玉庭町 堀川町 直峰町
							指定火曜日	7	田沢 館山矢子町 大字館山 館山全町 吹屋敷町 北新町 南新町 矢来町 御成台町
8							指定金曜日	8	関地区 三沢地区
9	指定金曜日	9	御廟町 御廟二丁目 南御廟町 遠山町 古志田町 笹野町 五反田 林泉寺 青葉町 学園町 けやき町						
	指定水曜日	10	南原地区						
11	火曜日 ・ 金曜日	指定水曜日	指定水曜日	指定木曜日	指定月曜日	指定月曜日	11	北堀端町 仲間町 春日町 桂町 元籠元細工町 屋代町 鍛冶町 立町 鉄砲屋町 割出町 袋町 本五十騎町 片五十騎町 土手の内町 御膳部町 南堀端町	
12							中央1丁目町内会 門東町 地番匠町 大町 免許町 柳町 東寺町 今町 相生町 県営相生団地 桶屋町 川井小路 東町 神明片町		
							13	北谷地小路 花岡町 南谷地小路 七軒町 馬場の町 馬口労町 元西馬口労町 元中馬口労町 元東馬口労町 膳仲町 雲井町 南町 黒川町 紺屋町 杉の目町 泉町 新泉町	
14								太田町 福田町 吾妻町 大字福田	
15							指定月曜日	15	花沢全町 下花沢弓町 下花沢鉄砲町 下花沢上野町 下花沢三丁目住宅会 共栄会
							指定木曜日	16	上花沢小国町 上花沢信濃町 上花沢仲町 上花沢片町 住の江町 旭町 下花沢久保町 末広町 万世町
17							指定水曜日		17
							18	指定月曜日	18
19								指定木曜日	
							20	万世地区(万世町片子はNo.19) 板谷※	

※「大字板谷地内大旗地区」及び「大字大沢地内峠地区」については、4月・12月・3月に月1回、5月から11月に月2回の計17回、別途収集日を設けて収集を実施する。
(1月、2月は収集を実施せず)